

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 5 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社ミヤサカコウムテン
 宮坂工務店
 〒630-8126
 奈良市三条栄町17-11
 代表者氏名 フリガナ ミヤサカ マサノリ
 代表取締役 宮坂 勝紀 印
 電話番号 0742-33-8927
 FAX番号 0742-34-7273
 メールアドレス miyasaka@dance.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 30 年 5 月 日

株式会社 宮坂工務店
〒630-8126 奈良市三条栄町17-11
代表取締役 宮坂 勝紀



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ミヤサカコウムテン 株式会社 宮坂工務店		
住 所	〒630-8126 奈良市三条栄町17-11		
フリガナ 代表者の氏名	ミヤサカ マサノリ 代表取締役 宮坂 勝紀		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 宮坂 久永	代表取締役 宮坂勝紀	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成30年5月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 宮坂工務店

住 所

奈良市三条栄町17-11

代表者 氏名

代表取締役 宮坂 勝紀



印

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市三条栄町17番11号
株式会社宮坂工務店

会社法人等番号	1500-01-002376	
商 号	株式会社宮坂工務店	
本 店	<u>奈良市三条町181の1</u>	
	奈良市三条栄町17番11号	平成 1年10月 2日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	昭和41年12月12日	
目的	1. ガス配管並びに埋設工事 2. 土木建築の総合請負 3. 給排水設備工事及び管工事の設計施工 4. 給水装置工事 5. 水道施設工事業 6. 上記各号に附帯する一切の業務 平成15年 2月17日変更	平成15年 2月21日登記
発行可能株式総数	16万株	平成15年 1月13日変更 平成15年 1月30日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	平成16年 6月 4日変更 平成16年 6月 4日登記
資本金の額	金5000万円	平成16年 6月 4日変更 平成16年 6月 4日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年 4月17日設定	平成18年 4月17日登記

役員に関する事項	取締役	宮 坂 久 永	平成19年 2月 1日就任
			平成19年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 宰 子	平成28年 5月 13日死亡
			平成29年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 宰 子	平成19年 2月 1日就任
			平成19年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 早 智 子	平成29年 2月 25日重任
			平成29年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 早 智 子	平成19年 2月 1日就任
			平成19年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 正 博	平成29年 2月 25日重任
			平成29年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 正 博	平成19年 2月 1日就任
			平成19年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 勝 紀	平成29年 2月 25日重任
			平成29年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 勝 紀	平成19年 2月 1日就任
			平成19年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 栄 子	平成29年 2月 25日重任
			平成29年 2月 27日登記
	取締役	宮 坂 栄 子	平成19年 2月 1日就任
			平成19年 2月 27日登記



	奈良市法蓮町1069番地の1 <u>代表取締役</u> 宮坂久永	平成19年 2月 1日就任 ----- 平成19年 2月 27日登記
	奈良市三条町606番地の76奈良ハイタウン 2-301号 <u>代表取締役</u> 宮坂勝紀	平成27年 12月 7日辞任 ----- 平成27年 12月 7日登記
	奈良市三条町606番地の76奈良ハイタウン 2-301号 <u>代表取締役</u> 宮坂勝紀	平成29年 2月 25日重任 ----- 平成29年 2月 27日登記
	<u>監査役</u> 森田務	平成19年 2月 1日重任 ----- 平成19年 2月 27日登記
	<u>監査役</u> 森田務	平成29年 2月 25日重任 ----- 平成29年 2月 27日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成29年 2月 27日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月 25日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成30年 5月29日
奈良地方法務局
登記官

菊池 寛之



定 款

株式会社 宮坂工務店

株式会社 宮坂工務店 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社 宮坂工務店 と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ガス配管並びに埋設工事
2. 土木建築の総合請負
3. 給排水設備工事及び管工事の設計施工
4. 給水装置工事
5. 水道施設工事業
6. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載する。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、160,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければなら

ない。

(株主割当)

第 8 条 当会社の株式を会社法 202 条の規定に従い、株主に割り当てる場合には、取締役会の決議で行うことができる。

(株券の不発行)

第 9 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して請求しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

2 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前項に準ずる。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第15条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第16条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第17条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第18条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 21 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第 22 条 当会社の取締役は、3名以上10名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 23 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 25 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第 26 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

- 第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

- 第 28 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

- 第 29 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(報酬等)

- 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の権限の範囲)

- 第 31 条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

- 第 32 条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任及び解任の方法)

- 第 33 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。
- 2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

- 第 34 条 監査役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠により選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

- 第 35 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

- 第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第 37 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
- 2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第 38 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(定款に定めのない事項)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めると
ころによる。

上記は当会社の定款に相違ありません。

平成 19 年 2 月 1 日

株式会社 宮坂工務店

代表取締役 宮 坂 久 永



代え印



この写しは、原本と相違ありません。

平成 30 年 6 月 4 日

株式会社 宮坂工務店

奈良県奈良市三条栄町17-11

代表取締役 宮坂 勝紀

